



2019 REPORT

監査品質向上への取り組み

監査品質向上への取り組み

三優監査法人は、2017年10月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しています。

当法人は、「財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者および債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を社会的使命としています。経営執行部によるリーダーシップの下、パートナーおよび職員一同が組織的に監査品質の向上に向けて日々取り組んでおり、その姿を資本市場の参加者に向けて発信するために本報告書を取りまとめました(対象年度:2018年度(2018年7月～2019年6月末))。なお、現時点における監査法人のガバナンス・コードにおける各原則の対応状況の概要については、本報告書の巻末に記載しています。

CONTENTS

- 01 理事長パートナーからのご挨拶
- 02 三優監査法人の法人文化
- 03 三優監査法人の約束
- 04 ガバナンス体制
- 05 独立第三者委員からのメッセージ
- 06 コラム～各本部の取り組み～
- 07 品質管理
- 08 人材育成
- 09 外部機関からのレビューと検査
- 10 海外ネットワークファーム
- 11 国内ネットワークファーム
- 12 ガバナンス・コード対応状況



信頼される監査法人を目指して

創業以来の DNA からさらなる成長へ

三優監査法人は、IPOのサポートを行うコンサルティング会社を前身としており、当時の取引先からの会計監査に対するご要望にお応えして、1986年に監査法人三優会計社が設立されました。その後、IPOを通じて上場企業へと成長した取引先とともに成長してまいりました。三優監査法人が掲げる「IPOのサポート」という側面はこの設立の経緯によるもので、まさに創業以来のDNAとして当法人に根付いています。

被監査会社の事業拡大に伴い、海外進出を目指す企業が増え、監査においても海外のネットワークを必要とするようになり、1996年には、世界第5位の会計事務所であるBDOと業務提携を行いました。BDOとの提携に際しては、「今後成長が見込まれるミドルサイズのクライアントとともに成長していく」という点で方針が合致し、以来、当法人もこの方針に沿って成長してまいりました。

創業から31年を迎えた2018年、私が理事長パートナーの責務を受け継ぐことになりました。これは、監査法人としてのガバナンスの観点と更なる法人の飛躍のための世代交代を狙ったものであります。今後は、当法人がこれまで育ててきたDNAを大切にしながらも、さらなる成長を目指してまいります。

変わらぬ監査法人の使命

私は、監査法人の役割である第三者としての信頼とは時代や経済環境が変化しても、その本質は不変であると考えています。監査法人は、資本市場と企業のステークホルダーに対して、監査報告

書を通じて被監査会社の財務諸表への「信頼」を提供します。また被監査会社とは、常に的確な判断で不正や問題を未然に防ぎ、正しい方向へと導けるような信頼関係にあることが最も大切です。

この2つの「信頼」をさらに揺るぎないものにするためには、まず、監査品質が高いことが大前提です。当法人では、高い現場力を持ったプロフェッショナル集団であるべく人材の育成に取り組み、それをサポートする監査品質管理システムを構築して高い監査品質を維持しています。また、監査法人のガバナンス・コードを適用し、外部有識者である独立第三者委員制度を採用して、法人の経営とその体制に対する監督・評価機能を整備しています。

変化の時代をリードする プロフェッショナルとして

この30年で、経済や企業を取り巻く環境も大きく変わり、世界規模での事業展開やITの進展、人材の多様化などに伴い、高い水準での経営機能や経営の透明性が求められるようになっていきます。そうした変化の中であって、資本市場や被監査会社との間により強い信頼関係を構築していくためには、監査の現場に立つ監査チームにも、会計・監査の高度なスキルだけでなく、企業の置かれた状況を的確に把握してスピーディに判断するという、企業経営者と同等のビジネス感、信念を持って監査に取り組み、信頼に値する人間力が必要であると考えています。

私は常日頃から、そうした高い意識を持って監査に臨むよう全てのパートナーおよび職員を鼓舞しています。パートナーには監査チームを牽引する強いリーダーシップを求め、職員同士が強い信

頼感のもとに十分にその能力を発揮することが、監査品質を高めることにつながると考えています。一人ひとりが安心して成長でき、生活を安定させて、万全の体制で信念をもって監査に臨める環境を整えるための取り組み、さらに自己実現ができる環境づくりにも力を入れています。

3つの信頼の追求

資本市場、被監査会社はもちろん、法人構成員を含めた3つの方向に対して信頼を追求していくこと—当法人が、資本市場から信頼され、被監査会社から信頼される監査法人となるためには、この3つの信頼を深く追求し、三優監査法人ならではの特徴をより鮮明にしていくことが重要であると考えています。それはつまり、個の差別化であり、一人ひとりが個性を出して監査に取り組むという決意であり、現場を信頼し、その判断を常に尊重してサポートできる体制を整えてまいります。

『2019 REPORT 監査品質向上への取り組み』では、監査品質向上のための取り組みについて、当法人の姿勢および活動状況をご説明しています。資本市場におけるすべてのステークホルダーの皆様からの社会的要請とご期待に応え、直面する課題に真摯に向き合う体制を整え、全てのパートナーおよび職員が一丸となって、「信頼される監査法人」を目指してまいります。

三優監査法人 理事長パートナー

古藤 智弘

「信頼の追求」 高い監査品質の維持・向上を 可能にする三優監査法人の法人文化

三優監査法人は、日本の経済・資本市場の健全な発展と信頼の実現に貢献することを使命として、創業者たちが一から監査法人を立ち上げ、パートナーおよび職員が一体となって作り上げてきた監査法人です。

常に監査品質に真摯な姿勢で向き合い、多種・多様な業種・業態の成長企業を中心に監査を行い、高い監査品質を追求することで法人文化を構築してきました。監査品質向上のために適切かつ有効な組織づくり・組織運営を目指し、経営執行部のリーダーシップの下、法人の理念を組織全体に浸透していくことが肝要であるとパートナーおよび

職員に意識づけ、一丸となって取り組んでいくことを心掛けています。

お互いを尊重し合う開放的な組織風土の中で、パートナーおよび職員一人ひとりが自己研鑽に励み、取り組んでいくことで、投資家をはじめ、資本市場に対し信頼に値する結果を提供し、また、被監査会社からも信頼される監査を提供しています。パートナーおよび職員一人ひとりが信頼の風土の醸成を目指すことで、「信頼の追求」に向かって真摯に取り組んでいく文化を持っています。

経営理念・行動指針

私たち三優監査法人は、以下の経営理念と行動指針を掲げ、日々のパートナーおよび職員一同の行動の規範としています。

経営 理念

- 私たちは、卓越した会計・監査その他の専門的サービスの提供を通じて、公正な経済社会の実現と健全な発展に貢献することを使命とします。
- 私たちは、高度な独立性を維持し、信頼される品質水準の専門的サービスを提供することに最善の努力を払います。
- 私たちは、一人一人が業務を通じて自己啓発し、自己実現できる組織を目指します。

行動 指針

- 最善かつ、高品質なサービスを提供するために自己を厳しく修練し、専門的知識の習得に努めます。
- 専門家に必要とされる高度な人格の向上と保持に努めます。
- チームワークこそ個の能力を活かす最善の方法であると考え、相互の立場と人格を尊重します。
- 良きコミュニケーションを確立することにより、活性化したプロフェッショナル組織を目指します。

三優監査法人の約束、それは「信頼の追求」です

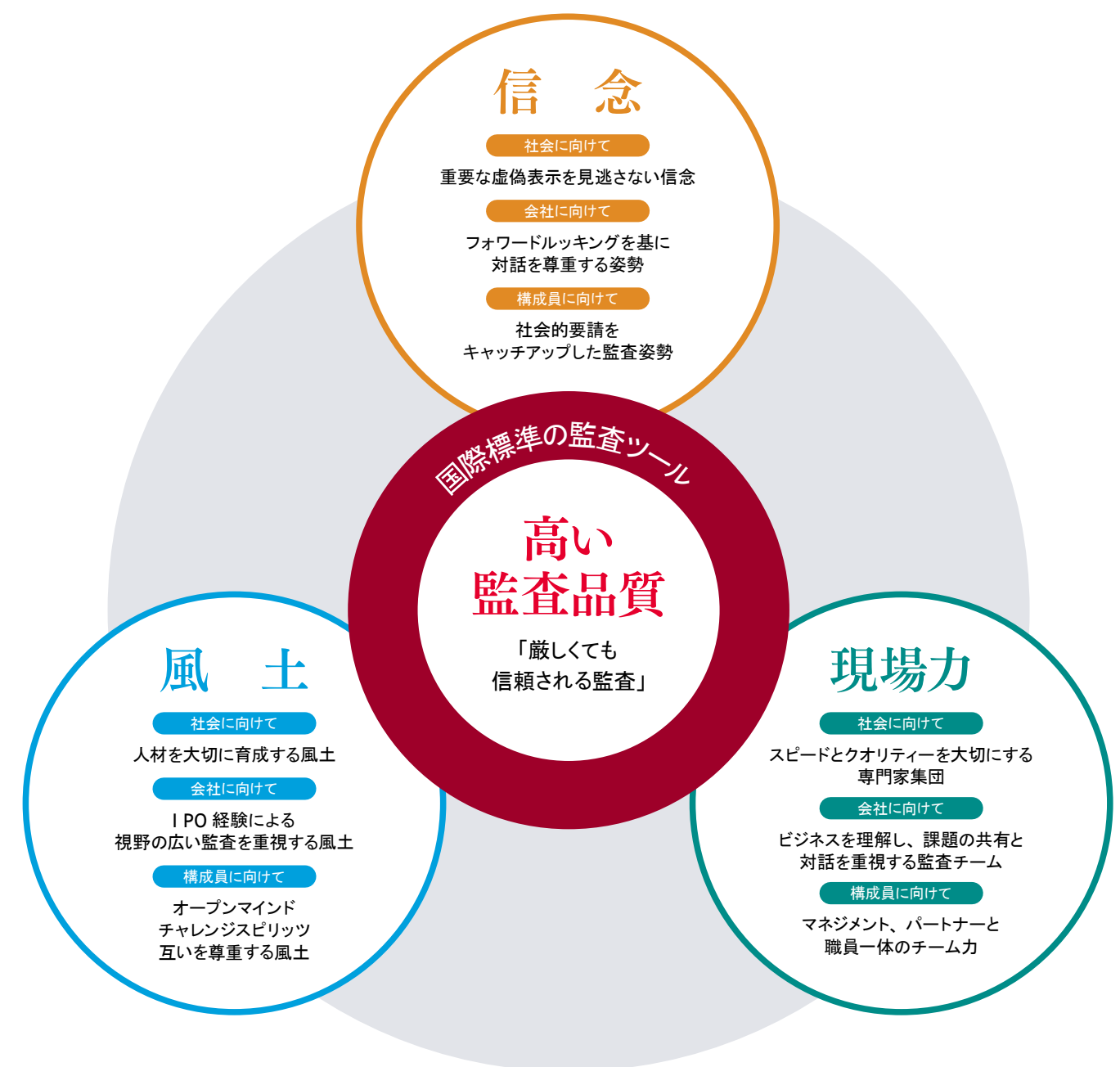
当法人は、「厳しくても信頼される監査」をモットーに、常に高い監査品質を目指して日々精進しています。社会に対し、重要な虚偽表示を絶対に見逃さないことを信念とし、単なる専門家育成プログラムに留まらず、ビジネスプログラム等人間力あるバランスのとれた人材の育成を最重要課題として掲げ、国際的ネットワークBDOの最先端の監査ツールを有効に活用して、スピードとクオリティの両方を重視した専門家チームとして、高い監査品質を約束します。

また、過去事象だけに留まらず、フォワードルッキングの視点をもって、会社の課題となる事象について多種・多様な業種・業態のIPO経験を通じて

培った視野の広さを武器に、被監査会社と十分なディスカッションを行う監査を特徴としています。被監査会社のビジネスを深く理解し、被監査会社との課題認識の共有を重視する監査チームが、高い監査品質を約束します。

オープンマインドとチャレンジスピリッツ、パートナーおよび職員各々がお互いを尊重する風土を醸成し、一体となって、BDOの監査ツールを駆使し、効率的・効果的な監査環境を目指します。

社会に対し、被監査会社に対し、そして法人構成員に対して、「厳しくても信頼される監査」を通じて、「信頼」を追求してまいります。



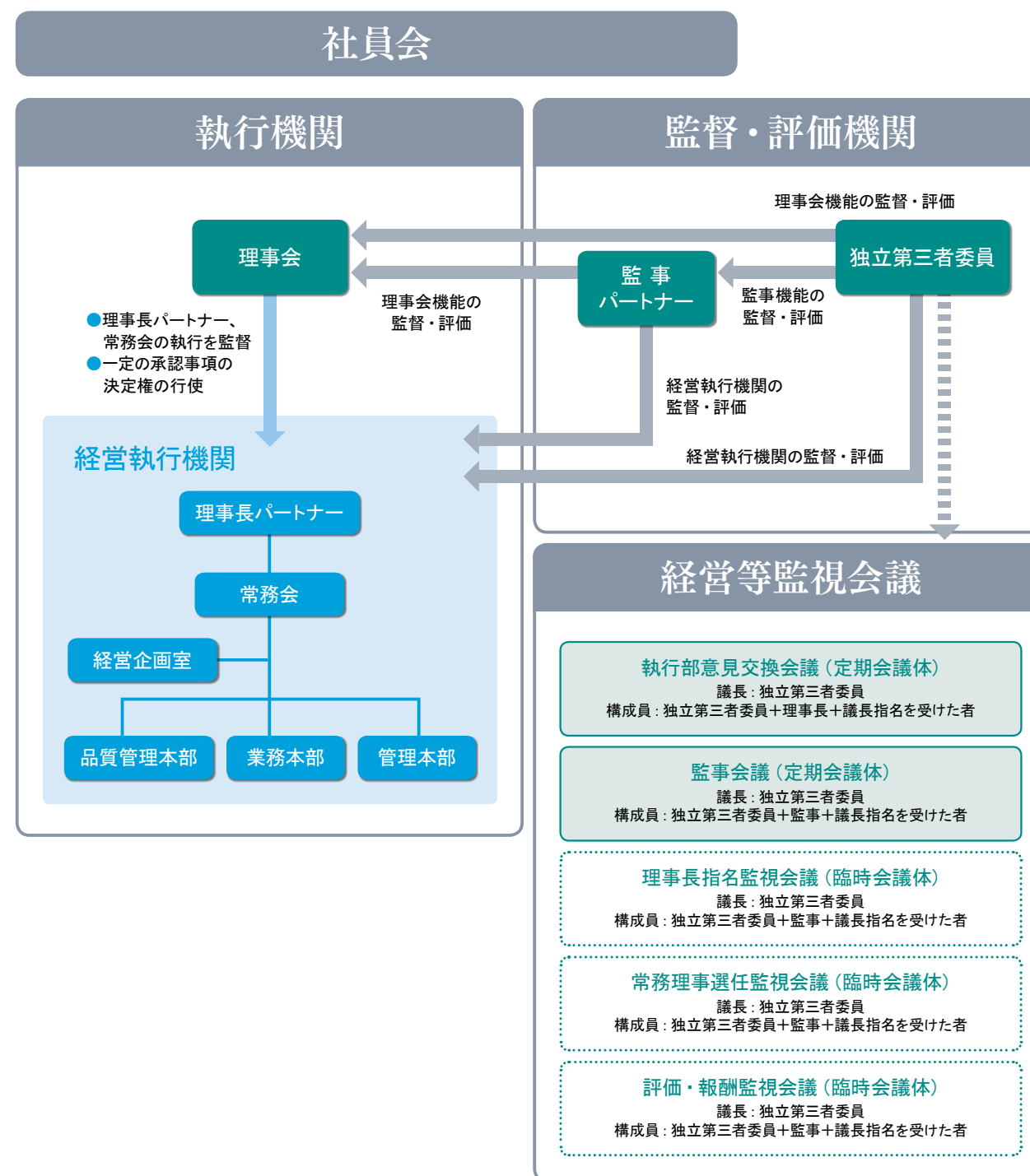
迅速かつ適切な意思決定を可能にする 組織づくりを目指しています

当法人は、パートナー全員に無限連帯責任を負わせることによって、監査法人のパートナー相互間の監視と牽制の人的関係に組織規律を求め、組織的監査が有効かつ適切に行われることを目指す組織形態、「無限連帯責任監査法人」を採用しています。また、パートナーに個別監査業務における真の責任を負わせることで、被監査会社等に対しては、監査証明業務を行わないパートナーの責任を限定する「指定社員制」を採用しています。

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図り、より迅速で適切な意思決定を可能にする組織づくりを目指して、2018年9月に経営の執行機関を再編しました。「統括代表社員」、「代表社員会」、「本部長・室長会議」を廃止し、新たに理事会制を導入しました。新経営体制として、「理事会」、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」を編成し、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」に日常的な執行権を付与することで、経営執行の迅速化と機能性を高めています。

一方、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」の執行を監督する役割として、「理事会」の機能を活用しています。理事会では、理事長パートナー他執行部のメンバー外の理事パートナーが議長を務め、執行部に対して牽制機能を持つ体制を整備しています。ここでは、執行部を監督できるよう執行部に執行状況の報告義務を課すと同時に、理事長パートナー含め執行部に理事会での説明義務を促す役割を与えています。これとは別に、業務執行の監督・評価の機能を付与された監事パートナー、経営執行の状況から監事パートナーの監督・評価機能を含めた法人ガバナンス全体を監督・評価する機関として、独立第三者委員を選任・設置し、経営執行の監督・評価機能を強化しています。また、独立第三者委員による監督・評価結果を適時かつ有効に経営執行側に反映できるよう、独立第三者委員と理事長パートナーおよび独立第三者委員から指名を受けた者からなる「執行部意見交換会議」を設置しています。

法人ガバナンス概要



組織機関	構成員と役割	
【社員会】 議長：理事長パートナー	パートナー	年に3回以上開催し、合併やパートナーの加入脱退と理事パートナーの選任等の重要事項等法人運営における最高意思決定機関であるとともに、理事会及び理事長パートナー並びに常務会の執行を監督します。

経営執行機関

組織機関	構成員と役割	
【理事会】 議長：理事パートナー	理事パートナー以上の役職者	毎月1回以上開催し、社員会の決議事項を除く一定の法人重要事項の意思決定機関であるとともに、理事長パートナーおよび常務会の執行を監督します。
理事長パートナー	理事会において理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、一定の法人運営の意思決定を行い、また、法人の監査品質の管理に関する最終責任を負い、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
副理事長パートナー	理事会において副理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、理事長パートナーを補佐し、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
【常務会】 議長：理事長パートナー	常務理事パートナー以上の役職者	毎月2回以上開催し、法人の日常業務全般に亘る意思決定機関であります。また、理事長パートナーの業務を助けるとともに充分性と適切性かつ機動性を確保し、組織的な法人運営を確保する業務を担っています。
【経営企画室】 責任者：常務理事パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図り、法人運営の実効性を高めるべく、組織間のコンフリクトを改善、解消することおよびパートナーと職員の意識改革を浸透させ、法人の対外的交渉業務を担っています。	
【品質管理本部】 責任者：常務理事パートナー以上の役職者	監査業務を第一に法人品質管理システムの整備・運用に関する役割を担う部門として品質管理本部を設置しています。また、品質管理本部には以下の部を設置し、各部が整備・運用する業務を統括する役割を担っています。なお、各部の責任者はパートナーが担当しています。 【品質管理部】 監査業務の品質管理に関する事項、品質管理業務における規程・マニュアル・ツール等の整備・改訂の役割を担っています。 【審査部】 監査の品質維持を図るべく、監査保証手続きにおける審査業務を始めとし、法人から外部に提出する報告書のレビューまでの審査業務の役割を担っています。 【研修推進部】 監査品質の維持・向上を図るべく、監査業務に係る知識・経験等の習得およびパートナーと職員の人間形成と向上を目的とした人材の育成・教育を行う役割を担っています。 【内部監査部】 監査品質の維持・向上を図るべく、監査業務の定期的検証および監査の品質管理システムの運用に関する日常的監視の役割を担っています。 【リスク管理部】 監査の品質維持を図るべく、被監査会社の監査リスクを分析し、監査業務へのフィードバックを図るなど、監査リスク全体の管理を担っています。 【テクニカル相談室】 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する監査チームからの相談事項の受け、相談事項に関する調査、検討を行い、監査チームへ回答を行う業務を担っています。	
【業務本部】 責任者：常務理事パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図るべく、個別監査業務の遂行責任者である業務執行社員の選任及び十分かつ適切な監査チームを組成し、個別業務の監査品質を個々の監査チームに浸透させる役割を担っています。	
【管理本部】 責任者：常務理事パートナー以上の役職者	職員の採用事務管理、人事評価・職場環境等の整備・運用に関するバックオフィスの役割を担う部門として管理本部を設置しています。 管理本部は、人事に係る採用事務管理・評価・職場環境の整備等および監督・評価機関のサポートを行う人事総務部、法人財務を管理する経理部、法人全般に亘るITインフラの日常的サポートを担う情報システム部から構成しています。	

監督・評価機関

委 員	役割等
【監事パートナー】	社員会にて指名を受けたパートナーが法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務を担っています。

独立第三者機関

委 員	役割等	
委員長：独立第三者委員	以下の取り組みを中心に、法人全体のガバナンスを監督・評価する役割を担っています。 ① 監査品質の維持・向上を目的とした各種施策 ② 組織的な運営の実効性の評価 ③ 常務理事パートナー以上の役職者の選退任、評価および報酬の決定過程 ④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定 ⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続きの整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与 ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	【執行部意見交換会議】 経営執行機能のうち重要な事項について、実効性の監視と監査品質向上のための取り組みを監視し、意見を述べる役割を担っています。 【監事会議】 監事パートナーが実行する法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務に関する事項の監督・評価のための取り組みを監視する役割を担っています。 【理事長指名監視会議】 理事長パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。 【常務理事選任監視会議】 副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。 【評価・報酬監視会議】 理事長パートナー、副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの評価・報酬決定の公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。



（後列左から）常務理事パートナー 山本公太／監事パートナー 鳥居陽／常務理事パートナー 吉川秀嗣
（前列左から）理事長パートナー 古藤智弘／副理事長パートナー 岩田亘人

独立第三者委員からのメッセージ

一. 評価

三優監査法人の経営執行部および理事会と監事パートナーは、その公益的使命を常に自覚し、監査法人を協同組織体として、組織的かつ実効的に管理・運営し、監査依頼者の方々および監査報告書利用者の方々の期待する高品質の監査・保証業務を持続的に提供していると、私共、独立第三者委員は評価しております。

二. 評価の経緯

私共は、三優監査法人の管理・運営に係る重要な情報を共有するため、定期的に開催される常務会および理事会に出席するとともに、月例監事会議において監事監査の執行状況の説明を受けています。

その上で、私共は、自らが育んできた識見と自らが蓄積して来た経験および社会（とりわけ資本市場）における常識的もしくは普遍的な行動規範（社会規範）に照らして、三優監査法人の管理・運営の状況を確認するため、執行部意見交換会（議長は独立第三者委員）を毎月開催し、理事長パートナー等経営執行部と、その職務執行の状況・法人の管理・運営の状況に関して質疑応答・意見交換を行い、理事長パートナー等経営執行部が対応しなければならない諸課題への取り組み状況を監督・評価しています。当年度は、たとえば、以下のような項目に、とくに注目しました。

- ① 人事評価制度、報酬制度、勤務体制等、法人構成員がその能力を十全に発揮して就労できる環境を、一層、充実するための取り組みの状況
- ② 監査業務を担う人材を確保するための取り組みの状況
- ③ 経営執行部が、監査現場における品質管理の運用状況を的確に把握し、法人の「品質管理のシステム」の一層の整備に取り組んでいる状況
- ④ 将来の経済（市場）社会における監査・保証業務に対する要請の動向を見据えた法人の事業展開への取り組みおよび法人の社会貢献への取り組みの状況
- ⑤ 法人の提供する監査・保証業務を、監査依頼者および監査報告書利用者の方々その他資本市場に係る方々に理解していただく取り組みおよび法人が専門職として寄与できる業務分野を発信する取り組みの状況

なお、理事長パートナーの指名と副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの選任並びに常務理事パートナー以上の役職者の人事評価・報酬に係る審議が、三優監査法人の規程に準拠して行われたことを、独立第三者委員を議長とする監視会議を別途開催して確認しました。

独立第三者委員

脇田良一、島崎憲明、渋谷道夫

独立第三者委員（外部有識者）の氏名・略歴



脇田 良一氏

●現職
博士（商学）早稲田大学
明治学院大学名誉教授

●略歴
1980年 明治学院大学教授
2000年 明治学院大学学長
2004年 金融庁／公認会計士・監査審査会常勤委員
2010年 早稲田大学商学学術院教授
2011年 名古屋経済大学大学院教授
2011年 関西大学大学院客員教授



島崎 憲明氏

●現職
IFRS 財団 アジア・オセアニア
オフィス シニアアドバイザー
日本公認会計士協会 顧問
野村ホールディング株式会社
取締役・監査委員会委員長

●略歴
2003年 金融庁 企業会計審議会委員
2005年 住友商事株式会社
代表取締役兼副社長執行役員
2008年 社団法人日本経済団体連合会
企業会計部会長
2009年 IFRS 財団 トラスティ



渋谷 道夫氏

●略歴
1989年 日本公認会計士協会 理事
2000年 新日本有限責任監査法人
（現:EY新日本有限責任監査法人）常任理事
2008年 同社員評議員、Ernst & Young
Global Advisory Council 委員
2010年 株式会社ビジネスブレイン
太田昭和 監査役
2011年 株式会社良品計画
非常勤監査役
2015年 株式会社新生銀行
非常勤監査役

監査品質向上のための、 各本部・プロジェクトの取り組み

業務本部

業務本部には、監査部門、品質向上推進部、システム監査部、IFRS推進室、アドバイザリー部の5つの部門があり、そのうち監査部門はさらに東京、大阪、福岡、名古屋、札幌の各事務所と国際部の6つに分かれます。パートナーおよび職員の大半がそのいずれかに属している本部であり、個別業務の運営を統括しています。

業務本部が掲げるテーマは、「直接対話による団結」、「人材育成による成長」および「業務品質の確保・向上」の3つです。

直接対話による団結

監査法人の特性として、業務の専門性に加え、個々人のプロフェッショナルとしての意識が高いことが挙げられます。パートナーおよび職員に対しては、公式、非公式を問わず定期的な対話の場を設定し、双方向の情報共有とコミュニケーションの充実を図ることで、法人としての文化を共有し、より一層の団結を図ることに取り組んでいます。

人材育成による成長

個々人の成長を支援する仕組みを整えることで、法人全体のパフォーマンスの向上を目的に、各本部と連携して、採用から育成までを踏まえた人材プランの構築に取り組んでいます。

業務品質の確保・向上

業務品質の確保と向上は監査法人として必須の命題であり、品質向上推進部を中心に品質管理本部と連携して、個別業務における品質管理の深度と浸透を図っています。

品質管理本部

2018年7月5日に監査基準が改訂され、監査プロセスの透明性の向上を目的に、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」が記載されることとなります。また、農業協同組合、社会福祉法人、医療法人等へと監査領域も広がり、監査業界に寄せられる期待・役割も大きくなっていることから、監査品質の向上が当法人に課せられた重大な使命と認識しています。

「効率的な監査の実施」と「監査品質の向上」は一見すると両立しない命題のように見えるかもしれませんが、「監査品質の向上」のためには「効率的な監査の実施」が不可欠であると考えています。

高品質の監査を実施するためには、監査リスクの高い領域に監査資源を重点的に投下することが必要です。しかし、監査を実施する“ヒト”と“時間”が有限である以上、監査に係る業務処理を効率化して“ヒト”と“時間”を生み出さなくてはなりません。これらの効率化により余裕を持った監査を実施することで、監査品質の向上を図っていきます。

監査の効率化のために、当法人は、Audit Data Analytics（ADA：監査におけるデータ分析）の活

用に取り組んでいます。監査には会社の膨大なデータを分析・加工し、リスクの高い監査領域を絞り込むという手続があり、これには相当な手間と時間を要しており、この解消のために以下の目的で、ADAを導入しています。

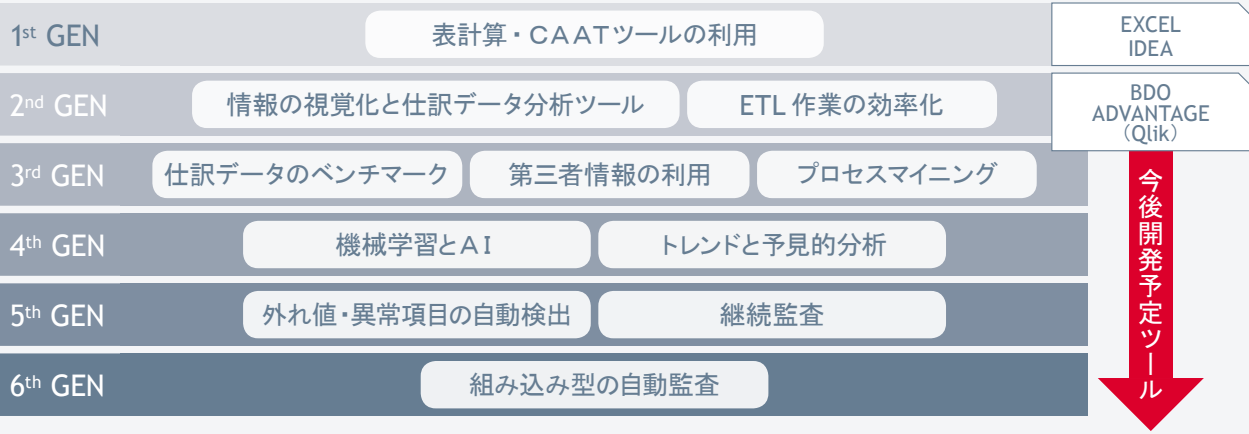


- 監査品質の向上
- 監査の失敗を防ぐための自動化の推進
- 価値ある洞察と見通しの提供
- 監査の効率向上
- プロセスの単純化
- 監査チームとクライアントへの付加価値の提供



当法人では、これからも監査のテクノロジーを適切に活用し、監査品質の向上を継続していきます。

》》》 テクノロジー Key Concept



管理本部

管理本部は、人事・総務・監査業務支援・情報システム・経理財務を担う部門を設置しており、当法人のバックオフィスとして、他部門（主に業務本部や品質管理本部）に対して良質なサポートを提供することを基本方針としています。

昨今の監査現場は、人員不足の傾向が続いており、監査スタッフ一人ひとりの作業負担が大きくなっています。この人員不足の解消は、当法人の最も重要な経営課題の一つであり、管理本部では、人材定着、採用強化、生産性向上のサポートが喫緊の課題と受け止めています。

これに対する具体的な対応策としては、人事制度改革、IT投資の2つを大きな柱と考えています。人事制度改革については、2018年度より、「監査品質の向上・組織貢献に対するモチベーションを高め、当法人で働くことを魅力的に感じられるための人事制度」を基本的な考え方とする新人事制度を導入しました。今後は、新人事制度の定着と改善を図っていきます。また、IT投資については、プロジェクト方式で進めていますが、情報システム部を所管する管理本部としても、主体的に関わっていく方針です。

また、働き方改革にも力を入れ、仕事と家庭の両立をサポートする施策を推進し、当法人の規模を生かして、個別事情にも配慮したきめ細かい運用を行っていきます。これらにより、パートナーおよび職員のモチベーションを向上させることで、人材の定着化を図り、生産性の向上につなげていきたいと考えています。

IT 投資プロジェクト

業務環境の向上と業務効率化を目指し、積極的にITへの投資を実施します。具体的には、次の3点を重点施策としています。また、セキュリティ対策についても必要な投資を予定しています。

① ルーティン業務時間の短縮

現在、データ入力等のルーティン業務にかかる時間を短縮することで、専門的判断等の「真の仕事時間の確保」を目指します。具体的には監査業務で利用する分析ツール等の導入を検討しています。

② 法人内コミュニケーションの向上

業務の特性上、監査チームのパートナーおよび職員は互いに離れた場所にいることがあり、メールや携帯電話だけではコミュニケーションが非効率になる場合があります。このため、導入済みのビジネス用チャットシステムをより積極的に活用し、作業場所が離れていても、チーム内のコミュニケーションを円滑に行える環境を整備し、生産性の向上を目指しています。

③ ペーパーレス化

監査調書、社内承認申請書等、紙の資料が作業の中心であるため、ペーパーレス化を推進することで効率化を図ります。すでに監査調書の電子化は導入しており、今後は電子承認システムの導入等の周辺業務のシステム化も検討しています。

人事制度改革

当法人においては、多様なキャリアをもつ人材が、それぞれ満足度の高い働き方を追求しています。これまで以上に、人材定着と採用促進を図るための制度の構築を目指して、「監査品質の向上・組織貢献に対するモチベーションを高め、当法人で働くことを魅力的に感じられるための人事制度を目指すこと」を基本方針として、以下の4点に取り組んでいます。

- ① 職種・働き方に応じた人材像を明確に打ち出し、パートナーおよび職員がキャリア・ビジョンを描ける仕組みの構築
- ② 業務品質や組織貢献の度合いに応じた納得性の高い人件費配分への見直し
- ③ パートナーおよび職員の成長意欲を向上させる、公平性・透明性の高い評価・処遇のプロセス
- ④ キャリアモデルに応じた育成を後押しする仕組みの構築

上記の方針のもと「等級制度」「給与体系」「評価制度」すべてにわたって大幅な改訂を実施した新人事制度を2018年度より導入し、運用を開始しました。今後、制度の定着を図り改善を続けることで、パートナーおよび職員のモチベーションを高め、監査品質、組織管理を向上させることで、人材の定着、生産性向上を実現し、さらなる成長を目指します。

高品質な監査を支える体制

監査チーム

高品質な監査業務を遂行するため、バランスのとれた監査チームの組成を図っています。監査チームの組成にあたっては、監査の専門家として正当な注意等を払う職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験および教育・訓練等を通じて得られた監査業務の理解度並びに業務量等を考慮し、監査リスク等を総合的に勘案して、業務執行社員を中心にバランスのとれたチーム構成となるよう努めています。

また、監査チーム内に限らず監査チーム間でも経験や情報を共有すべく、定期および随時のミーティングを実施し、さらに、業種別の定期連絡会を導入して、各人が積極的に論議を行い、研鑽を積む場を設けています。

業務本部

業務本部では、監査チームの組成と適切かつ効率的な個別監査業務の実施を図っています。監査チームは、専門的能力、実務経験および監査リスク等を総合的に勘案して、業務執行社員を中心にバランスのとれたチーム構成となるよう組成しています。

また、個別監査業務における深度と品質管理本部による諸規程等の個別事項に対する監査チームへの浸透を図るために、監査現場により近い形で、かつ、より事前的な対応を図るべく品質向上推進部を設けています。この他、品質向上推進部では、例えば、個別監査業務における深度を図るために、業種別の定期連絡会を導入し、被監査会社の業界特有の知見や監査上のリスク評価および監査手続の知見を高めています。

マネジメント

当法人は、資本市場からの社会的期待・要求水準に応える監査を遂行することを第一義に掲げ、「信頼の追求」を主軸に法人理念・文化を構築し、パートナーおよび職員一同が日々精進しています。これらの理念・文化の浸透を図るために、監査の最前線に立つて監査チームをリードするパートナーに対しては、適宜パートナー意見交換会を開催し、職員に対しては、研修・OJTを実施しています。さらに、変化の著しい社会状況への対応するために、パートナーを対象としたオフサイトミーティングを開催し、相互理解を深め、結束力を高めることを目指しています。

BDO

当法人は、1996年から世界の5大会計事務所の1つであるBDOと提携しています。各国のメンバーファームは、グローバルで監査のマニュアルやツールを共有し、グローバルで統一の基準で監査を実施しています。

また、当法人は、BDOとの20年超に渡る提携関係を基盤に、年次のAsia Pacific Regional Conferenceにおける各国のパートナー等との対面でのコミュニケーションや、JAPAN DESK Meetingにおける当法人による情報発信等によって、各国のメンバーファームとより強固な信頼関係を構築し、円滑なコミュニケーションを図っています。これにより、よりリスクにフォーカスした効率的、効果的なグループ監査の実施や、法人レベルの監査品質向上につなげています。

品質管理本部

① 監査契約の新規の締結および更新等

当法人の規模および組織、専門的な知識・能力および経験を要求される監査業務に対応するため、被監査会社の誠実性や当法人の倫理規則等の遵守、監査実施者の確保の状況並びに被監査会社に対する独立性等を考慮して決定できるよう、保証業務契約の新規締結・更新に関する規程を定めて運用しています。

監査契約の新規の締結および更新に際しては、当該規程に従って評価したリスクに応じた方法により承認を受けることになっています。

また、監査業務を他の監査人へ引き継ぐ場合、または他の監査人から引き継ぐ場合には、監査人の交代に関する規程に従って監査業務を適切に引き継いでいます。

② 諸規程・マニュアル・監査ツールの開発

BDOの監査マニュアルと日本の監査の基準を踏まえて、品質管理に係る諸規程・マニュアル・監査ツール等の作成をしています。

③ 監査実施者の教育・訓練に関する事項

職業倫理の醸成をはじめ、監査実施者の監査業務遂行に必要とされる能力と適性を高め、誠実な人材育成を進めるための研修を計画的に実施しています。また、単なる専門家育成に留まらず、ビジネスプログラム等も取り入れ、人間力あるバランスのとれた人材の育成に努めています。

研修事項については、職業倫理に関する事項を始め、不正事例、監査品質の維持・向上を図るだけでなく、IFRS研修やマネジメント研修といった幅広い能力開発に役立つ研修プログラムを整備しています。このほかディスカッションやロールプレイング等のアクティブラーニングを取り入れ、より実践的な取り組みを実施しています。

継続的専門制度（CPE）の
平均研修受講時間



④ 専門的な見解の問い合わせ

監査実施者の判断に困難が伴う重要な事項のほか、法律的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問合せを行い、当該問合せに対する最終見解を提出しています。

⑤ 品質管理のシステムの監視

品質管理システムの遵守状況を監視するために、各監査業務に対して監査意見表明前に審査を行っています。また、監査意見表明後には、社会的な影響が大きい会社等の監査業務に対して定期的検証を実施しています。

(1) 審査

監査業務については、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、コンカリングレビュー制による審査による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ることとしています。コンカリングレビュー制では、個別監査業務において年間を通じて審査担当者を設定し、監査チームとのコミュニケーションおよび相談を通じて、迅速にかつ有効に審査が実施できる体制を整備しています。

また、監査リスクが高い審査事項、複雑な監査判断を要する事項については、複数の審査員で構成される合議制方式の上級審査会、社員会審査会にて、慎重な監査判断を行う体制を整備しています。なお、審査業務の担当者は、審査対象監査業務に関与しない独立した立場で、業界等の知識・経験が豊富で適切なメンバーを選任し、客観的な視点で審査を行っています。

(2) 定期的検証

監査業務の定期的検証の対象については、社会的な影響力が大きい会社等を対象として、概ね3年を超えない期間で、すべての監査パートナーについて1以上の監査業務が対象となるように選定しています。

この検証は品質管理本部の構成員を中心に行われ、その検証結果については「点検報告書」にとりまとめられ、個々の指摘事項に対する改善措置の実施をそのパートナーに求めています。また、検証全体の指摘事項およびその発生傾向を分析した結果については、改善措置を含めた報告書を理事会に提出し、内容について所内研修を通じて周知を図っています。

定期的検証の結果の割合

検証結果	割合
適切	10%
問題ないが、改善を要する一部の領域がある	90%
改善を要する重要な領域がある	—
不適切	—

⑥ 職業倫理・独立性の遵守

毎年、当法人に属するすべての者に対し、「職業倫理に関する誓約書」又は「倫理に関する誓約書」を使用して、職業倫理を遵守していることを確認しています。また、同じく毎年、すべてのパートナーおよび職員、すべてのパートナーおよび職員の会計事務所等(当法人を含む)並びに国内のネットワークファームの代表者に対して、「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、当法人の被監査会社等に対する独立性が保持されていることを確認しています。

独立性の確認率
(2019年7月)

100%

さらに、BDOの規定に従い、各国のBDOメンバーファームの保証業務提供先に対する独立性を保持していることについて、BDOのすべてのネットワークファームとの間で必要な独立性の確認を行っています。

監査チーム内においては、業務執行社員およびその補助者が、監査計画時・監査実施時・意見形成時の各監査業務の実施ごとに、当法人の定める手続に基づき、被監査会社等に対する独立性の確認を実施しています。

当該確認の結果、独立性を阻害する要因が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかにその解消を図ることとしています。

また、監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、大会社等および大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、継続して関与できる期間として7会計期間を超えないこと、および必要なインターバルとして最低2年と定めて管理・運用しています。

⑦ 通報・申立制度

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、「通報制度」「申立制度」を整備し、運用しています。

通報制度については、法人外部からのホットラインとしての制度であり、申立制度については、法人内部からのホットラインとしての制度です。これらの中で監査リスクや不正リスクの恐れのある事項については、理事長パートナーおよび関与業務執行社員に即時に伝達され、品質管理本部を始め必要な部署に共有されたのち、監査チームだけに留まらず法人としての取り組み事項として、その脅威を解消するように努めています。

⑧ ステークホルダーとの対話

(1) 監査チーム

監査上のリスクを把握し、また、これに適切に対応するため、監査チームと被監査会社との対話を重視しています。

被監査会社の事業内容等に関する重要な変化の有無を確かめ、財務諸表等に重要な影響を及ぼす会計事象、取引等を把握するため、被監査会社のCEO、CFO等の経営幹部および監査役等との間で、一般的な経済環境、被監査会社が属する業界の動向、また、それらが被監査会社に与える影響並びに今後の事業活動の変化・対応計画等について、十分な意見交換や深度ある議論を行っています。

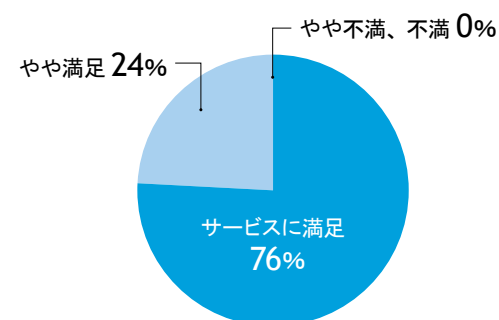
また、KAMの導入に向けて、監査チームが把握している監査リスクの詳細な内容およびリスクに対応した監査手続について監査役等と協議を行っています。

(2) マネジメント層

当法人では、年に2回、被監査会社のCEO、CFOおよび監査役等に対してアンケートを実施し、当法人の組織的な運営の改善および個々の監査業務の改善に活用しています。

また、今後は、監査役等を対象としたセミナーの実施を計画しています。当該セミナーにて、当法人の監査の取り組みをより理解いただくとともに、率直な意見を直接うかがっていきます。

》》 CEO、CFO および監査役等に対する
アンケート結果



KAM

(Key Audit Matters: 監査上の主要な検討事項)

監査の信頼性向上の観点から、監査人が実施した監査の透明性を向上させ監査報告書の情報価値を高めるために、2021年3月期に係る金融商品取引法監査より、監査報告書に「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を、「監査上の主要な検討事項」(KAM)として記載することが求められます。

当法人は、KAMへの対応にあたり、被監査会社の監査役等および経営者とのコミュニケーションをより充実させることが重要と考えています。具体的には、日本より先行してKAMを導入している英国等のノウハウをBDOから得るとともに、法人内にプロジェクトチームを立ち上げ、パートナーを中心としたKAMへの対応に向けて様々な取り組みを進めています。

他方、一部の被監査会社とは2020年3月期におけるKAMの早期適用に対応できるよう取り組みを始めています。また、上記以外の上場会社の監査においても、2021年3月期の監査の早い段階から監査役等および経営者とKAMに関するコミュニケーションが行えるよう、2020年3月期の監査から監査チーム内でKAM導入に向けた試行を始めています。

最も重要な財産は「人財」です

採用方針

「信頼」「対話」「挑戦」の3つのキーワードを軸に組織の一員として

- 相互に信頼し、尊重できる人物
- 相互に対話し、思いやる心をもつ人物
- 常に自己研鑽に挑戦し、組織と共に成長できる人物

顧客に対して

- 高度な能力、人格を有し、顧客から信頼される人物
- 顧客との対話を大切にして、柔軟な判断ができる人物
- IPO等を通じ、顧客の挑戦、成長を支えることのできる人物

を求める人物像としています。

》》 職位ごとの人員構成 (2019年6月30日現在)

職位等	人数
パートナー	30
シニアマネージャー マネージャー	40
シニアスタッフ ジュニアスタッフ 等	90
事務職員	25
(合計)	185

人事評価

監査法人にとって最も重要な財産は「人財」です。被監査会社をとりまく環境を理解した上で、職業的懐疑心を保持して監査に取り組むことが監査人にとって肝要と考えます。当法人のモットーとする「厳しくとも信頼される監査」に共感する人材を受け入れ、日々の業務運営上においてもその理念を心がけています。

人事評価制度では、業務品質や組織貢献の度合いに応じた、公平性・透明性の高い評価制度を設計しています。2018年度より導入した新人事評価制度では、品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することで、組織パフォーマンス向上につながる評価項目・基準を設けています。また、評価結果については面談を通じて本人へのフィードバックを行い、継続的に業務へ反映しています。人事評価制度は、求める人財像に適合する人員を評価する制度になっており、さらには、パートナーおよび職員の育成、成長支援につながる仕組みとしています。

人材交流

監査業務以外の多様な業務を経験することは、「人間力」を高め、環境変化への適応力を培う機会と考えています。当法人では、パートナーおよび職員に対し、日本公認会計士協会をはじめ国内ネットワークファーム等への出向や国際会議への出席等、BDOのネットワークを活かした国際感覚を磨く機会を提供しています。

外部機関からのレビューへの対応は重要な取り組み事項です

外部機関からのレビュー・検査に対する、当法人の姿勢

三優監査法人に対する外部からのレビュー・検査制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会による検査、BDOネットワークレビュー並びに米国PCAOBによる検査があります。外部からのレビュー・検査に対しては、真摯な姿勢で臨み、レビューアーや検査官とのディスカッション、アドバイスから得られた指導事項等については、法人の最重要事項の一つとして監査品質の向上のために積極的に取り組む方針としています。

外部からのレビュー・検査の指導事項に対してはその根本原因を探り、同様の課題事項の発生可能性を探ると同時に、再発防止策を検討します。具体的には、重要な指導事項については、まずパートナーを中心に根本原因の共有と再発防止策の研修を行い、さらに、全体研修等を通じて監査チームメンバーに周知徹底を図ります。また、品質管理本部の審査・定期的検証業務を通じて、監査チームへの浸透を図る体制を構築しています。

なお、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会による検査、海外からのレビュー・検査の状況は次の通りです。

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度を導入しています。同制度により一定期間毎に（原則として3年に1回）、監査事務所に対してレビューが実施されます。

品質管理レビューの実施状況は、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載される上場会社監査事務所名簿に開示され、品質管理レビューの結果として否定的結論となった場合や改善勧告に適切な改善措置をとらなかった場合には、その概要が記載されます。

※ 当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性および透明性を確保する観点から、金融庁に設置されている独立行政機関になります。公認会計士・監査審査会は、一定程度の監査法人で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果について審査を行い、必要に応じて監査事務所等への検査を実施することとしています。

当該検査の結果、監査事務所において監査の品

質管理が著しく不十分であると認められた場合、また、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告し、当該勧告を経て、監査事務所に戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなります。

※ 当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

海外からのレビュー・検査

BDOネットワークファームによるレビュー

BDOネットワークファームによるレビューは、BDOネットワークファームに加盟する法人が、BDOネットワークのポリシーに沿って監査品質を維持・向上することを目的として、法人が行う品質管理システムをレビューする制度です。同制度は、原則3年に1回レビューが実施されています。

当該レビューの結果、適切な監査品質が確保されていないと認められた場合は、BDOネットワーク本部からの指導、勧告、ネットワークファームからの脱退等の処分を受けることがあります。

※ 当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

米国PCAOBによる検査

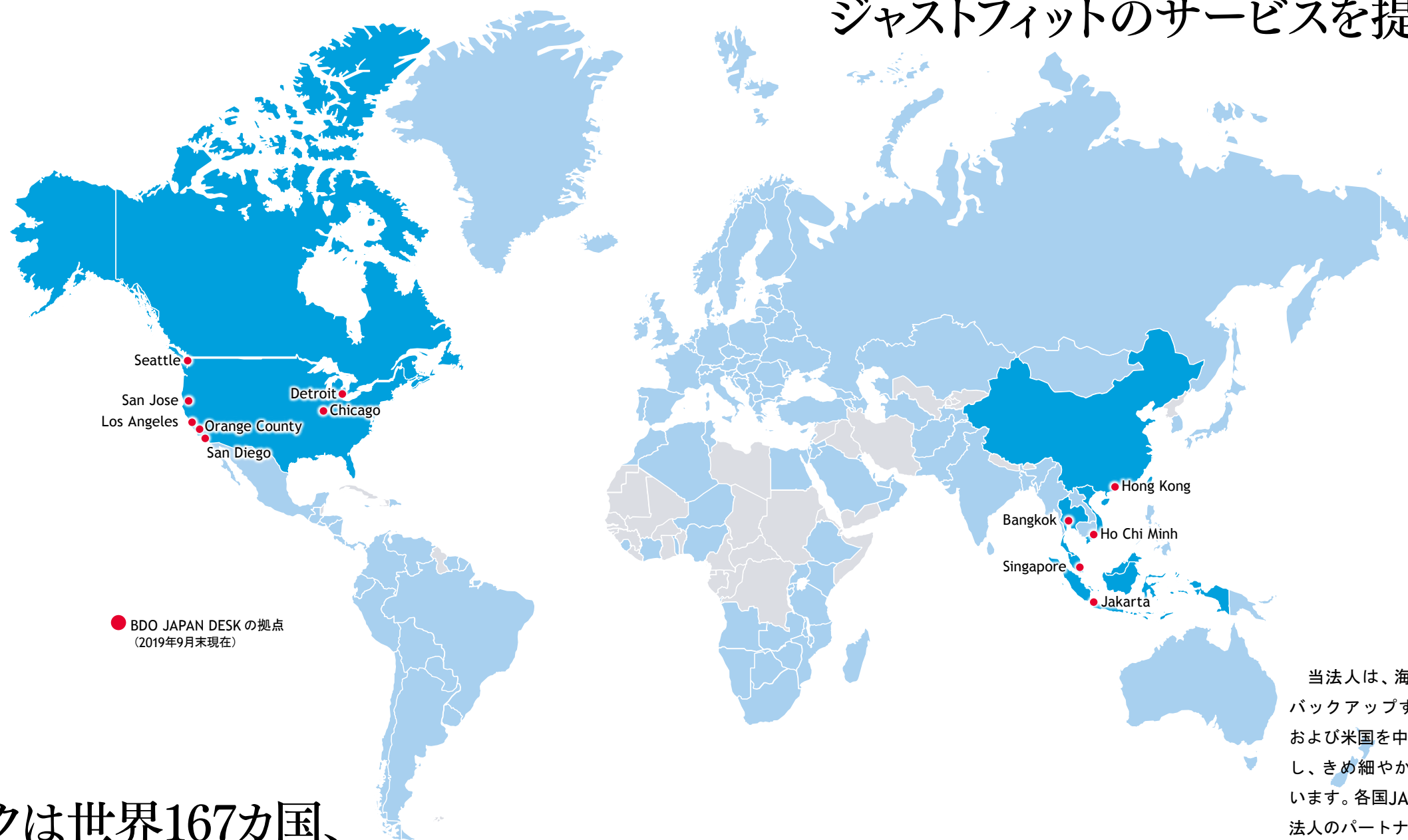
米国PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board: 米国公開会社会計監視委員会）は、米国証券取引委員会（SEC）に登録する証券を発行する公開会社の監査を監視するために、2002年米国企業会計改革法（サーペンズ・オクスリー法）に基づき設立されました。当該監査を実施するためには、会計事務所はPCAOBに登録するとともに、PCAOBによる定期検査を受ける必要があります。検査は、会計事務所の特定の品質管理システムおよび特定の監査業務に不備が存在するかどうかの確認になります。検査の結果、一定以上の不備が存在すると認められた場合、検査結果がPCAOBから公表され、その後検査結果の対応が要求されることとなります。これらの検査結果および対応状況が不適切と認められた場合は、PCAOBの登録を抹消されることとなります。

※ 米国PCAOBによる当法人の検査においては、上記のような検査結果の公表事項はありません。

当法人は、国際的会計ネットワークファームであるBDOと提携しています。BDOは、世界5大会計事務所の一つであり、世界規模で業務ネットワークを構築して、監査、会計、税務、コンサルティング業務を提供しています。

各国のメンバーファームは、グローバルベースでビジョン、ノウハウ、スキルを共有しつつ、お互いの立場を尊重し、グローバルに展開するビッグカンパニーからオーナー企業、多種多様な業種・業態に対して業務を展開しています。

当法人は、BDOの日本メンバーとして、各国のメンバーファームと提携し、ワンネットワークファームとしてグローバルに展開する日本企業の監査を高い品質で有効かつ効率的に対応できる体制を整備しています。



BDO JAPAN DESK は、 海外進出する日本企業に ジャストフィットのサービスを提供します

BDOネットワークは世界167カ国、
オフィス約1,600 拠点、スタッフ約88,000名
グローバルに展開する専門家集団です

※ 2019年9月末現在

当法人は、海外展開を目指す企業をバックアップするために、東南アジアおよび米国を中心にJAPAN DESKを設置し、きめ細やかなサービスを提供しています。各国JAPAN DESKメンバーと当法人のパートナーおよび職員は、JAPAN チームとして日本企業の進出および展開の支援を行うだけでなく、グローバル監査のリレーション役を担い、ボーダレスなワンネットワークサービスとジャストフィットサービスを心がけております。

非監査業務を支える、 国内ネットワークファーム体制

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図るため、業務内容を監査保証業務およびその関係付随業務に集中して展開しています。非監査業務については、それぞれの分野のエキスパートである各国国内ネットワークファームが担っています。

国内ネットワークファーム間のコンフリクトの解消、リレーション強化のため、定期的に代表者懇談会を開催しています。高いリレーションを維持することで、社会からの多様な要請に迅速かつ機能的に応えるだけでなく、人材・知識交流によって、当法人および各国内ネットワークファームに幅広い知識と経験を相互に還流させ、監査品質および業務品質向上を図っています。

BDO税理士法人

- 本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 統括代表社員 長峰 伸之
- 主な業務内容 ①各種税務申告書の作成（法人税・所得税・消費税等）
②国際税務コンサルティング
③移転価格コンサルティング
④組織再編および事業承継に関する税務コンサルティング
⑤不動産投資を含む金融商品に関する税務コンサルティング
⑥関税/間接税サービス

BDO社会保険労務士法人

- 本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 社員 仲田 理華
- 主な業務内容 ①社会保険に関する法令に基づく申請書等の作成業務
②社会保険に関する法令に基づく申請書等の提出代行業務等
③労働社会保険諸法令等に基づく申請・届出等業務
④労働社会保険諸法令等に基づく帳簿書類作成業務

BDOアウトソーシング株式会社

- 本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 代表取締役 長峰 伸之
- 主な業務内容 ①国際税務および会計に関するアウトソーシング業務
②国際税務および会計に関するコンサルティング業務
③その他国際業務関連コンサルティング

BDOアドバイザリー株式会社

- 本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 代表取締役 高瀬 武夫
- 主な業務内容 ①M&Aアドバイスサービス
②事業承継アドバイスサービス
③ビジネス・リカバリー・サービス
④IPOアドバイスサービス
⑤経営マネジメントアドバイスサービス
⑥海外進出アドバイスサービス

株式会社BDO人事総合研究所

- 本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 代表取締役 高瀬 武夫
- 主な業務内容 ①組織開発支援（機能再構築、諸規程整備）
②評価制度再構築支援
③賃金制度再構築
④教育研修制度再構築支援
⑤階層別研修の講師派遣

BDO Japan 株式会社

- 本店所在地 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容 国外会計事務所等の委託に基づく情報提供サービス

原 則	指 針		記載箇所	
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人の約束 07 品質管理
		1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人の約束 07 品質管理
		1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人の約束 07 品質管理 08 人材育成
		1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人の約束 07 品質管理
		1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	11 国内ネットワークファーム
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	04 ガバナンス体制
		2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	04 ガバナンス体制 06 コラム（品質管理本部・IT 投資プロジェクト） 08 人材育成
			監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	
			法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	
			監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT の有効活用を検討・整備	
2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	04 ガバナンス体制		

	原 則	指 針	記載箇所	
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	04 ガバナンス体制
		3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	04 ガバナンス体制
		3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	04 ガバナンス体制
			組織的な運営の実効性に関する評価への関与	04 ガバナンス体制
			経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	05 独立第三者委員からのメッセージ
			法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	
			内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	
		3-4	被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	07 品質管理 (ステークホルダーとの対話)
監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	04 ガバナンス体制			
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	04 ガバナンス体制
		4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	04 ガバナンス体制 08 人材育成(人事評価)
			監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人の約束 04 ガバナンス体制 07 品質管理 08 人材育成
		4-3	法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	
			法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	
			法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	

原 則	指 針		記載箇所
監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	03 三優監査法人の約束 07 品質管理 (ステークホルダーとの対話)
	4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	07 品質管理 (通報・申立制度)
	5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	12 ガバナンス・コード対応状況
	5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。	01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人の約束 04 ガバナンス体制 07 品質管理 08 人材育成 11 国内ネットワークファーム
		会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	
		法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	
		法人の業務における非監査業務（グループ内を含む）の位置づけについての考え方	
		経営機関の構成や役割	
		監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	
		監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	
	5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	07 品質管理 (ステークホルダーとの対話) 05 独立第三者委員からのメッセージ
	5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	12 ガバナンス・コード対応状況
	5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当報告書に本原則の適用状況の評価を記載しています。

三優監査法人プロフィール

- 設立 1986年10月
- 沿革 1986年 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立
1987年 大阪市東区に大阪支社（現 大阪事務所）開設（現 大阪市北区）
1990年 福岡市博多区に福岡事務所開設（現 福岡市中央区）
1995年 東京事務所（主たる事務所）を東京都新宿区に移転
1996年 BDO Binder BV（現 BDO International Limited）と業務提携
1996年 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更
1996年 名古屋市中区に名古屋事務所開設（現 名古屋市中村区）
2015年 札幌市中央区に札幌事務所開設

●資本金（出資金）（2019年6月30日現在）

7,050万円

被監査会社の概要（2019年6月30日現在）		●人員数（2019年6月30日現在）	
金商法・会社法監査	67社	パートナ－	30
金商法監査	1	職 員	公認会計士 76
会社法監査	28		その他専門職員 54
学校法人監査	1		事務職員 25
その他の法定監査	14	職員合計 155	
その他の任意監査	96		
職員合計		207	

●国内事務所拠点－事務所所在地

- 東京事務所
新宿区西新宿一丁目24番1号エステック情報ビル
TEL 03-5322-3531 Fax 03-5322-3593 Email info@bdo.or.jp
- 札幌事務所
札幌市中央区大通西四丁目6番地1札幌大通西4ビル
TEL 011-218-1671 Fax 011-218-1672 Email info.sapporo@bdo.or.jp
- 名古屋事務所
名古屋市中村区名駅三丁目25番9号堀内ビルディング
TEL 052-533-4011 Fax 052-533-4012 Email info.nagoya@bdo.or.jp
- 大阪事務所
大阪市北区堂島浜一丁目4番16号アクア堂島NBFタワー
TEL 06-6346-3151 Fax 06-6346-3152 Email info.osaka@bdo.or.jp
- 福岡事務所
福岡市中央区天神二丁目14番13号天神三井ビル
TEL 092-752-4311 Fax 092-752-4323 Email info.fukuoka@bdo.or.jp

●HPアドレス <https://www.bdo.or.jp/>